



Ministry of Justice
Japan

日本国法務省とシンガポール共和国法務省との間の 協力覚書

日本国法務省及びシンガポール共和国法務省（以下、個別的に「当事者」と、集合的に「両当事者」という。）は、

日本国とシンガポール共和国との間の法務分野における連携強化を望むことを想起し、

法務及び紛争解決分野における両国の交流及び協力の深化を支持し、

法務及び司法分野での知識及び経験の交換が両国の利益に資することに留意し、

両国の友好関係を促進することを希望し、

両国間の協力枠組みを確立することを歓迎し、

日本国及びシンガポール共和国の国内法並びに両当事者の機能及び権限を認識し、

次の認識に至った。

第1項 協力の範囲

1.1. 両当事者は相互の関心事項について協力をを行う。協力範囲は、次の分野を含むがこれらに限定されない。

- a 國際商事紛争解決
- b 法務当局間の人的交流
- c 両当事者により決定されるその他の分野

第2項 協力の形態

2.1. 両当事者は次の方法で、第1項（協力の範囲）で言及された分野での協力をを行う。

- a 法的な刊行物の交換
- b 相互訪問及び研究旅行

- c 会合、会議及び対話の開催
- d 両当事者により決定されるその他の協力形態

第3項 連絡先

- 3.1. 本覚書の実施を担当する各当事者の連絡先は、次のとおりとする。
 - a* 日本国法務省：大臣官房国際課
 - b シンガポール共和国法務省：法産業課
- 3.2. 各当事者は、連絡先に変更が生じた場合には、速やかに他方の当事者に通知する。

第4項 修正

- 4.1. 本覚書は、両当事者の相互の同意により、書面によりいつでも修正することができます。当該修正は、両当事者が相互に決定する日から有効となり、本覚書の不可分の一部を構成する。

第5項 紛争の解決

- 5.1. 本覚書の解釈又は実施において生ずる両当事者間のいかなる紛争も、協議及び交渉を通じて友好的に解決される。

第6項 情報の保全

- 6.1. 各当事者は、本覚書の下での協力活動の過程で得られた情報や知識の秘密を確保し、当該協力活動の実施の目的のみに使用する。
- 6.2. いずれの当事者も本覚書の実施過程で他方の当事者から提供された秘密情報、文書又はデータを、他方の当事者が書面により明示的に承諾した範囲を除き、第三者に提供してはならない。

第7項 費用

- 7.1. 両当事者は、相互に決定される場合を除くほか、本覚書の下で実施される全ての協力活動に係る各自の費用を負担する。
- 7.2. 本覚書の下の全ての協力活動はそれぞれの当事者の予算の範囲内で実施される。

第8項 言語

- 8.1. 本覚書の下で発生するあらゆる問題について、可能な場合には英語への翻訳とともに、両当事者はそれぞれの公用語を用いる。

第9項 開始及び終了

- 9.1. 本覚書に基づく協力は、署名の時点から開始する。
- 9.2. 各当事者は、他方の当事者へ書面で通知することにより、本覚書を終了させることができる。この場合、他方の当事者が終了の意思の書面による通知を受け取った日の6か月後に、本覚書は、終了する。
- 9.3. 本覚書の終了に伴い、両当事者は、本覚書に基づく進行中の協力活動を継続するか否かについて、協議を通じて決定する。

第10項 本覚書の非拘束力

- 10.1. 本覚書は、全ての者及び両当事者に対して、いかなる国内及び国際法上の法的権利又は義務を生じさせない。

2021年7月29日、日本国において、同等の価値を有する日本語及び英語のテキストによりそれぞれ2部作成される。解釈に相違がある場合には、英語のテキストによる。

日本国法務省のために:

上川 陽子

シンガポール共和国法務省のために: